

有限会社西浅井総合サービス定款

平成13年 4月 2日 設立

平成21年11月 2日 改正

平成26年 4月 1日 改正

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、有限会社西浅井総合サービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 公共施設の指定管理業
- (2) 農林水産物、観光土産品等の販売
- (3) かき餅、総菜、パン、アイスクリーム等の乳製品の開発及び製造
- (4) 飲食店業及び旅館業
- (5) 食料品、酒類、たばこ、新聞、雑誌、書籍、美術工芸品、切手類、プリペードカード、衣料品及び日用雑貨品の販売並びに販売代理業
- (6) 観光用自転車貸出し業
- (7) ロッカー貸出し業
- (8) 広告宣伝業並びに観光情報等の提供
- (9) 旅行業
- (10) 西日本旅客鉄道株式会社の行う出札、改札等の駅業務の受託
- (11) 委託公衆電話の受託
- (12) 公の施設の清掃、維持、管理並びに運営の受託
- (13) その他前各号に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を滋賀県伊香郡西浅井町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、180株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

- 2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したもののみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第7条 相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会)

第8条 当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第9条 株主総会は、社長たる取締役が招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前に、株主に対して通知を発することを要する。ただし、総株主の同意があるときは招集の手続きを経ずしてこれを開催することができる。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれにあたる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第11条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上をもって行う。

(議決権)

第12条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第13条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

(員数)

第14条 当社には、取締役3名以内及び監査役1名を置く。

2 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(資格)

第15条 当社の取締役及び監査役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第16条 当社に代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定めるものとする。
2 代表取締役は社長とする。

(役員報酬)

第17条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第19条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の株主に株数に応じて行うものとする。

第6章 附 則

(整備法及びその他の法令の適用)

第20条 この定款に規定がない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び会社法その他の法令によるものとする。